

「中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令」の概要に関する意見公募手続の結果について

令和6年3月13日
経済産業省
経済産業政策局新規事業創造推進室

標記について、令和6年2月6日から同年3月6日まで意見公募手続を実施しましたが、提出意見はございませんでした。